

令和8年度

山形市認可外保育施設利用者負担軽減補助金 申請の手引き



事業の概要

保護者の経済的負担を軽減することを目的として、認可外保育施設を利用している乳幼児の保護者に対し、その利用料（保育料）の一部を補助します。

なお、**次の児童は本補助金の対象外**です。申請にあたっては、十分にご注意ください。

☆認可保育所等（認定こども園、地域型保育事業を含む）を利用している児童

☆国の幼児教育・保育の無償化の対象児童

- ・子育てのための施設等利用給付認定を受け、施設等利用費の支給対象となる児童
- ・企業主導型保育事業を利用し、施設利用給付費の対象となる児童

【注意】

※申請書類等に不備があった際は、一度、申請書類を返却する場合がありますのでご注意ください。

※提出書類等の内容に不正が認められた場合、補助金は交付できません。不正に補助金を得た場合は、補助金を返還していただくこととなります。

【お問い合わせ先】

山形市こども未来部 保育育成課 幼稚園・認可外給付係

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL 023-641-1212 (内線 545)

FAX 023-624-8840

補助対象者

山形市内に住所を有し、認可外保育施設を連続して1ヶ月以上利用している（一時保育を除く）児童のうち、次の①～④のいずれかに該当する児童の保護者

※補助対象児童が無償化対象児童の場合は、本補助金の対象外です。

※補助対象児童および就学前の兄弟姉妹に係る保育料等に滞納がある場合は、補助金は交付されません。

①同時在園

同一世帯に属する2人以上の児童が、同時期に 対象施設¹ を連続して1ヶ月以上利用している。

- ・認可外保育施設に2人在園している場合は、2人目の児童のみが対象です。
- ・認可外保育施設に3人在園している場合は、2人目以降の児童が対象です。
- ・第1子が認可外保育施設、第2子以降が対象施設¹ に在園している場合の第1子は対象です。

②第3子以降

生計を一にする² 子どものうち、第3子以降の子どもが認可外保育施設を利用している。

③一定所得未満の世帯（年収約360万円未満相当の世帯）

市町村民税所得割課税額合算額が57,700円未満の世帯で、生計を一にする² 子どものうち、第2子以降の子どもが認可外保育施設を利用している。

④ひとり親・障がい者・生活保護世帯

ひとり親・障がい者・生活保護世帯³のうち、市町村民税所得割課税額合算額が77,101円未満の世帯の子どもが認可外保育施設を利用している。

◆③、④の判定に用いる「市町村民税所得割課税額合算額」について（課税額の確認方法はP.6参照）

a 判定に用いる課税年度は、次のとおりとなります。

- ・令和8年4月～令和8年8月利用分
…令和7年度（令和6年中の収入に対し令和7年1月1日の住民登録地が課税）
- ・令和8年9月～令和9年3月利用分
…令和8年度（令和7年中の収入に対し令和8年1月1日の住民登録地が課税）

b 原則、父・母の市町村民税所得割課税額を合算した額により判定します。ただし、父・母の所得だけでは生計が成り立たないと判断した場合は、同居祖父母等を含めて判定することがあります。

c 市町村民税所得割課税額は、調整控除以外の税額控除（寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除）の適用前の額となります。ただし、定額減税は控除後の額を適用します。

¹ 「対象施設」とは、認可外保育施設又はその他の施設（認可保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童館、へき地保育所、児童発達支援、医療型児童発達支援）をいいます。

² 「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務・就学等の都合上別居しているが余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱います。

なお、保護者と生計を一にする子は、①保護者に監護される者（未成年）、②保護者に監護されていた者（①が成年に達した場合）及び③保護者又はその配偶者の直系卑属（①②を除く。）です。

³ 「ひとり親・障がい者・生活保護世帯」とは、母子・父子家庭、生活保護を受給する世帯、同一世帯（住民登録上の同住所別世帯の家族も含む）に属する者が、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障がい基礎年金の受給者等に該当する世帯をいいます。

補助金額

①から④の補助区分により、下記の補助金額となります。なお、複数の補助区分に該当する場合は、有利な区分の額を適用します。

①同時在園

対象施設※ を利用している児童	基準額 (月額) a	認可外保育施設の月額保育料 b	補助金額 (月額)
2人 (うち、認可外1~2人)	13,000円	対象児に係る月額保育料の1/2	aとbを比較して少ない方の額
3人以上 (うち、認可外1人)	24,000円	対象児に係る月額保育料	
3人以上 (うち、認可外2人以上)	13,000円	対象児に係る月額保育料1/2	
	24,000円	対象児(2人目以降)に係る月額保育料	

※同時在園の対象となる施設については、P.2下部注釈を参照

②第3子以降

対象児	基準額 (月額) a	認可外保育施設の月額保育料 b	補助金額 (月額)
第3子以降	37,000円	対象児(第3子以降)に係る月額保育料	aとbを比較して少ない方の額

③一定所得未満の世帯

対象児	基準額 (月額) a	認可外保育施設の月額保育料 b	補助金額 (月額)
第2子	18,500円	対象児(第2子)に係る月額保育料の1/2	aとbを比較して少ない方の額
第3子以降	37,000円	対象児(第3子以降)に係る月額保育料	

④ひとり親・障がい者・生活保護世帯

対象児	基準額 (月額) a	認可外保育施設の月額保育料 b	補助金額 (月額)
第1子	18,500円	対象児(第1子)に係る月額保育料の1/2	aとbを比較して少ない方の額
第2子以降	37,000円	対象児(第2子以降)に係る月額保育料	

申請方法

- 現在利用している認可外保育施設より、必要書類を受け取ってください。
- 書類に必要事項を記入し、利用している認可外保育施設に提出してください。
 - ※ 既に認可外保育施設を退所している場合は、市保育育成課へご連絡ください。
(申請書は市公式ホームページからも入手可能です。)
 - ※ 複数の認可外保育施設を利用している場合は、それぞれの施設から在園証明書兼保育料受領証明書を発行してもらってください。

申請に必要な書類 ※補助対象世帯ごとに作成してください。

下記の書類をご提出ください。

①山形市認可外保育施設利用者負担軽減補助金 交付申請書（様式第1号）

②在園証明書兼保育料受領証明書（様式第2号） ※兄弟姉妹の分も必要

- ・利用施設に記入を依頼してください。
- ・兄弟姉妹の利用施設が認可保育所の場合は、提出不要です。
- ・兄弟姉妹が次の施設を利用している場合は、必ず提出してください。
認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・幼稚園・認可外保育施設・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部・児童館・へき地保育所・児童発達支援・医療型児童発達支援

③《該当する方のみ》世帯の状況を証明する書類

世帯の状況	必要書類
令和7（または8）年1月1日の住民登録地が山形市以外である	令和7（または8）年度 市町村民税課税証明書 <small>・市町村民税所得割課税額、総所得額、所得控除合計が明記されているもの ・課税年度についてはP.2参照</small>
ひとり親家庭である、または係争中である	戸籍全部事項証明書 （ひとり親であることが分かるもの）、または、 係争中であることの証明 の写し
同居家族に障がいのある方がいる	身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当の認定状況が分かるもの、障がい基礎年金の受給が分かるもの の写し
生活保護を受給している	生活保護受給証明書 の写し

申請締切・振込時期

	利用月	申請締切（市役所必着）	振込月（予定）※
前期	令和8年4月 ～ 令和8年8月	令和8年9月1日（火）	令和8年10月末
後期	令和8年9月 ～ 令和9年3月	令和9年3月12日（金）	令和9年5月末

※振込時期については、あくまで予定となります。

認可外保育施設の利用料に対する補助金の適用について

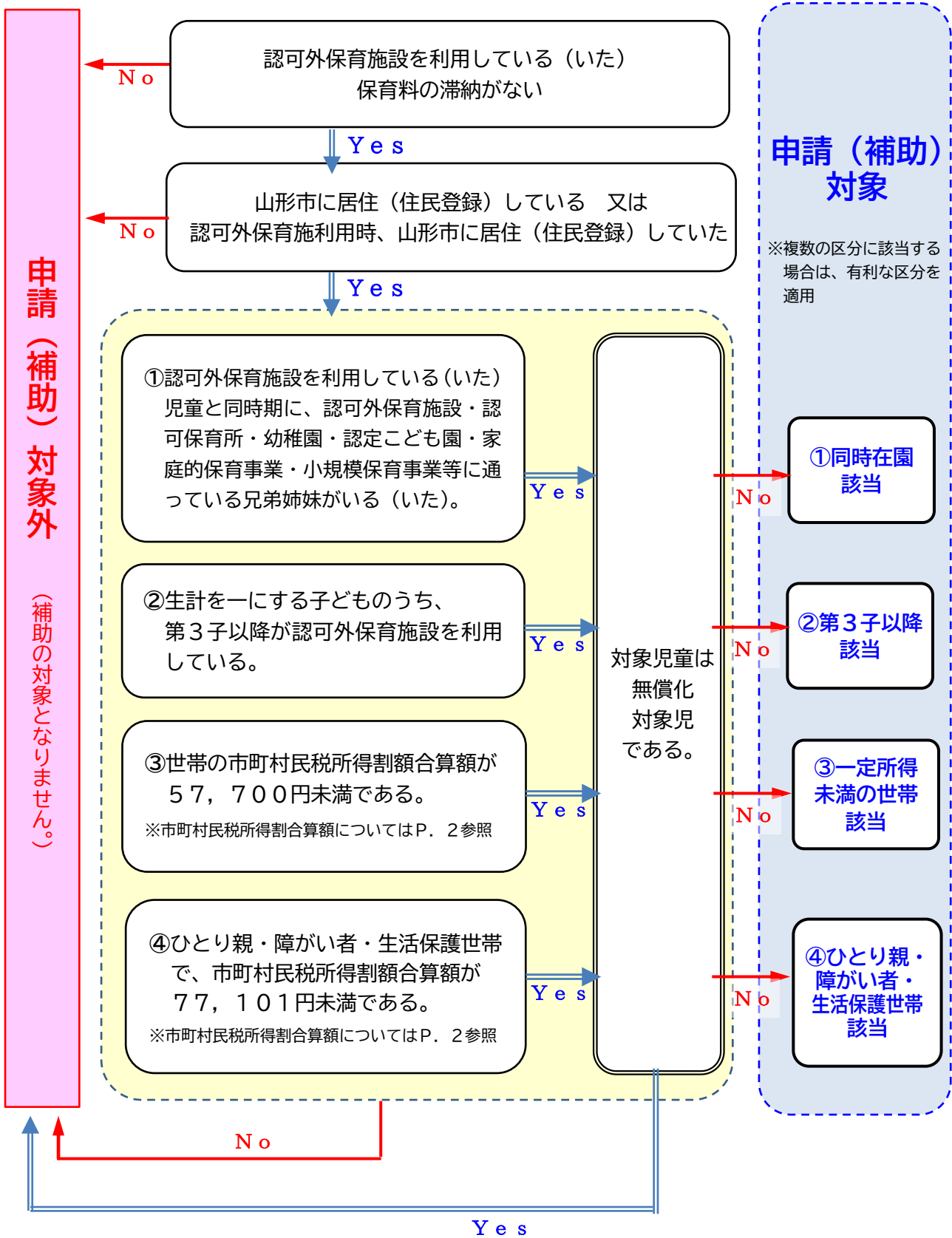
本補助金と「山形県事業に基づく山形市保育料負担軽減補助金（認可外保育施設等）（以下、「県補助金」という）」は、それぞれの補助金で定められた要件を満たしている場合、どちらも交付を受けることができます。

両補助金とも要件を満たす場合、先に 県補助金 を適用し、その残額から本補助金を算定します。

※県補助金の対象となる児童は、次のいずれにも該当する児童です。

- ①国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない、保育の必要性が認められる0～2歳児
- ②保護者の市町村民税所得割課税合算額が169,000円未満（年収約640万円未満）

《申請対象者確認フローチャート》



◆市町村民税所得割課税額の確認方法

市町村民税所得割課税額は、次のいずれかの方法で確認することができます(あくまでも目安となりますのでご注意ください。)

- ❗ 交付要件の判定に用いる市町村民税所得割課税額は、調整控除以外の税額控除(寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除)の適用前の額となります。ただし、定額減税は控除後の額を適用します。
- ❗ 補助金交付要件を判定するための課税年度は、次のとおりです。
 - ・4～8月利用分 ……前年度(前々年1～12月の収入に対し前年1月1日の住民登録地が課税)
 - ・9～3月利用分 ……今年度(前年1～12月の収入に対し今年1月1日の住民登録地が課税)

①会社員など、給与から市町村民税が差し引かれている方(特別徴収)

勤務先から配付される「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の市町村民税 所得割額 ⑥を確認してください。

※何らかの税額控除を受けている方は、市町村民税 税額控除前所得割額 ④を確認してください。

※税額控除前所得割額④には、交付要件の判定に用いない控除(調整控除額や税額調整額)も含まれます。

市 民 税	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
税 額	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	

・通知書下部にある(摘要)欄には、税額控除のうち一部しか記載されませんのでご注意ください。

②自営業の方など、個人で市町村民税を納めている方(普通徴収)

自治体から送付される「市町村民税・道府県民税納税通知書 課税明細」の市町村民税 所得割額を確認してください。

※何らかの税額控除を受けている方は、市町村民税 所得割額に交付要件の判定に用いる税額控除額を加算してください。

	市民税	県民税
算出税額		
調整控除額		
税額控除額		
減免額		
配当割等控除額		
所得割額		
均等割額		
年税額		
給与からの特別徴収税額		

≪上記①・②により課税額を確認できない場合≫

③市県民税課税証明書(所得証明書)を取得して確認

課税年度の基準日(1月1日)に住居登録があった市町村から「課税証明書(所得証明書)」を取得し、市町村民税 所得割額を確認してください。

※何らかの税額控除を受けている方は、市町村民税 所得割額に交付要件の判定に用いる税額控除額を加算してください。

※市町村により名称や様式、取得方法、発行手数料等が異なります。詳細は各市町村の税務担当部署にお問い合わせください。なお、申請の際は「税額控除額が分かるもの」と指定してください。

④「マイナポータル」の「わたしの情報」から確認

マイナンバーカードの読み取り機能が付いたスマートフォンやパソコンを利用して「わたしの情報」にログインし、「税・所得」から市町村民税 所得割額を確認してください。

※何らかの税額控除を受けている方は、市町村民税 所得割額に交付要件の判定に用いる税額控除額を加算してください。